

第1回 緑区中山町住居表示検討委員会 要旨

日 時	平成28年9月15日(木) 午後2時50分～午後4時
開催場所	中山町自治会館
出席委員	検討委員：相原委員、齋藤(宏)委員、古内委員、野末委員、田島委員、砂金委員、杉本委員、齋藤(利)委員、本多委員、岩間委員、加藤委員、中藤委員、黒野委員、永岡委員、小川委員、高木委員、石井委員、高橋委員、宮崎委員、佐々木委員 事務局：市民局 熊坂課長 他
欠席委員	なし
開催形態	公開(傍聴人0人)
次第	1 会長・副会長の選出 2 今後の検討スケジュールについて 3 地域住民への住居表示に係る周知について
決定事項	・検討委員会の会長を相原委員、副会長を齋藤(宏)委員とする

議 事

	※あらかじめ「緑区中山町住居表示検討準備会」を開催し、「緑区中山町住居表示検討委員会規約」について決定済み
	1 会長・副会長の選出
【事務局】	「緑区中山町住居表示検討委員会規約」第5条に基づき、会長・副会長の選出をお願いします。
【委員】	中山町の住居表示に関する検討委員会なので、中山町の自治会長に務めていただければいいのではないのでしょうか。
【一同】	(賛成の意)
【事務局】	相原委員に会長になっていただくということでよろしいでしょうか。
【一同】	(拍手)
【事務局】	副会長についてはいかがでしょうか。
【委員】	会長が指名してください。

【会長】	<p>それでは、中山町に関する検討委員会ですので、中山町自治会副会長の齋藤宏和氏を指名したいのですが。</p>
【一同】	<p>(拍手)</p>
【事務局】	<p>それでは、会長は相原委員、副会長は齋藤宏和委員に担っていただきます。よろしくお願いいたします。 これ以降の司会・進行は会長に務めていただきます。</p>
【会長】	<p>検討委員会の会長を賜りました、中山町自治会長の相原と申します。 中山町は、かつて都筑郡新治村字中山という地名でした。「中山町」と変わってから77年経ち、交通アクセスが良くなり、人口も増えているという状況の中、住居表示がこのままで良いのだろうか、今の子どもたちが大きくなった時に、どのような中山になってしまうのだろうか、という疑問を前から持っていました。そこで、思い切って、今日お集まりいただいた皆様の力をお借りしながら、中山町の新しい1ページを開いていきたいと考えています。 住居表示実施までには数年必要となりますが、実施まで、検討委員会のスムーズな運営ができればと思います。よろしくお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>2 今後の検討スケジュールについて (資料1に沿って説明) 今回の検討委員会は初回ですので、まず今後のスケジュールについて検討していただきたいと思います。 資料1は事務局で作成したたたき台で、平成30年秋頃に住居表示を実施することを想定した案です。 検討委員会で検討していただく内容は、大きく分けて3つ「住民への周知」「町境界の検討」「町名の検討」です。詳細は2ページ目を御覧ください。</p> <hr/> <p>・第1回検討委員会 本日の検討委員会です。住居表示実施について検討を開始したことを、地域の皆様にお知らせしたいと考えておりますので、お知らせのためのチラシの内容について、この後検討していただきます。</p> <p>・第2回検討委員会 第1回で検討した内容は、一度自治会等にお持ち帰りいただき、結果を第2回検討委員会に持ち寄っていただきたいと考えております。それをもって、お知らせチラシの内容や配付範囲を決定していくのはいかがでしょうか。</p>

また、新たな町境や町名について、候補をいくつか挙げて検討を開始していただければと思います。

・ 地域への周知チラシ 全戸配付

チラシの印刷・配付の手配については事務局が行いますが、契約の都合上、チラシの内容決定から配付まで2か月程度かかる見込みです。

・ 現地調査

町境の候補となるところを、検討委員で歩いて調査をしていければと考えています。普段、町の境界を考えながら地域を見る機会はないと思いますので、改めて確認していただければと思います。

また、現地調査の実施時期についても検討をお願いします。

・ 第3回検討委員会

引き続き、新しい町境や町名について検討します。もし現地調査が終わっていれば、その結果も踏まえて案を絞り込みます。

また、町境や町名の案がある程度絞り込まれてきましたら、町名のアンケートの検討を開始します。

・ 第4回検討委員会／町名アンケート配付・集計

町名アンケートについて、第3回で検討した内容を一度自治会等にお持ち帰りいただき、第4回で意見を持ち寄って、アンケート内容や配付範囲を決定し、全戸配付するという流れになります。

なお、アンケート用紙についても、先ほどのチラシと同様、印刷と配付は事務局が手配します。受取人払いのハガキを配付し、回答を郵送していただく形でアンケートを回収したいと考えております。

契約事務等の都合上、アンケート内容の決定から配付まで3か月程度かかる見込みです。

・ 第5回検討委員会

町名アンケートの結果を参考にしながら、町境と町名の案を絞り込みます。

・ 第6回検討委員会

新町界・新町名案について、検討委員会としての案を、ここで決定します。

平成 29 年 9 月までに検討を終えるスケジュールを提案させていただきましたが、場合によってはもう少し検討の機会を増やすことも考えられます。また、議論がなかなかまとまらないということであれば、案がまとまった地区について住居表示を先行実施し、残りの地区を次の年に実施するといった方法もありますので、検討をお願いします。

1 ページ目にお戻りください。続きまして、検討委員会での検討終了後、事務局が行う事務について説明します。

・ 住居表示実施案地元説明会(平成 29 年 11 月)

検討委員会でまとめた住居表示実施案について、地域の皆様に説明会を開催します。開催の約 1 か月前に、案の内容や説明会について周知するチラシを配付する予定です。

・ 横浜市住居表示審議会(平成 30 年 1 月)

検討委員会でまとめた住居表示実施案について、了承を得ます。審議会には 2 年任期の審議委員がいらっしゃいますが、住居表示検討委員の中から、臨時委員として 1 名御出席をお願いします。実施地区にお住まいの方に務めていただいている事例が多いようですが、然るべき時期になりましたら御検討ください。

・ 住居表示基礎調査開始(平成 30 年 1 月)

住居表示を実施するには、家屋や街区の形状を現地で調査する必要があります。そこで、横浜市が委託する専門業者がこれらの調査を行います。地域の皆様に御心配をおかけしないよう、調査実施前に、調査に関する周知チラシを対象地区の全戸に配付します。

・ 住居表示実施案の公示(平成 30 年 2 月)

住居表示実施案を公示し、実施について皆様に広くお知らせしなければならぬと、法律で定められています。

横浜市報に登載して公示するのですが、公示から 30 日以内に、実施対象地区の住民(選挙権のある人)は、50 人以上の連署をもって、実施案の変更を請求することができます。例えば、「町名や町境の案に納得がいかない」といった場合の請求が考えられます。横浜市では過去に 2 回、請求された事例があります。

住居表示実施には横浜市会での議決が必要ですが、変更請求があった場合、横浜市会は、賛成派と反対派にお集まりいただく「公聴会」を開催します。この公聴会を開催しなければ議決できないと法律で定められています。この結果、住居表示実施時期は必ず延期になります。また、住居表示実施案の見直しを求められる可能性もあります。

このようなことを避けるため、地域の皆様の合意形成を丁寧に行っていく必要があります。

・ 住居表示居住調査開始(平成 30 年 4 月)

先ほど申し上げた「基礎調査」は、建物の外観の調査ですが、「居住調査」は、住所変更の準備のため、各世帯を訪問し、実際にどなたがお住まいなのか調査します。基礎調査の時と同様に、調査に関する周知チラシを対象地区の全戸に配付します。

・ 横浜市会上程・議決(平成 30 年 5 月)

変更請求が無ければ、この時期に、住居表示実施について横浜市会に諮ります。

・ 住居表示実施の告示(平成 30 年 8 月)

横浜市会で議決されましたら、住居表示の実施について横浜市報に

	<p>登載し、告示します。この告示をもって、いつどこで住居表示を実施するということが正式に決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>住居表示実施に伴う手続の地元説明会／住居表示実施</u> (平成 30 年秋頃) <p>告示後、住所が変わる皆様に説明会を行い、住居表示を実施することになります。新しい住所で年賀状を送れるよう、住居表示は秋頃に実施しています。</p>
【委員】	<p>チラシのポスティングの話がありましたが、事務局が行うという認識で間違いはないですか。</p>
【事務局】	<p>はい、事務局が配付委託を行います。検討委員会の皆様に配付をお願いすることは想定していません。ただ、自治会の掲示板への掲出について御協力いただく可能性はあります。</p>
	<p>3 地域住民への住居表示に係る周知について (資料 2、資料 2 別紙 1、資料 2 別紙 2)に沿って説明)</p>
【会長】	<p>住居表示を実施すると、地域にお住まいの全員の住所が変わることになるため、あらかじめ十分にお知らせする必要があります。このことについて、事務局から説明をお願いします。</p>
【事務局】	<p>チラシの配付等により地域の皆様にお知らせすることについて、検討をお願いします。</p> <p>まず、チラシの配付範囲ですが、事務局の案を別紙 1 としてお配りしております。今回は中山町での住居表示を想定していますので、まず中山町全域には必ずお知らせするものと思います。</p> <p>併せて、中山町に隣接する地域についてもお知らせをした方がよろしいかと思っておりますので、中山町の境界に近い寺山町内の道路沿いに仮に線を引き、ABC としました。</p> <p>あくまで事務局案ですので、こちらを参考に、地域に詳しい検討委員の皆様のご検討をお願いします。</p> <p>なお、青く塗られている部分は市街化調整区域です。市街化調整区域は原則として住居表示を実施しない区域ですので、これ以外の範囲での検討となるかと思っております。</p> <p>続きまして、配付方法ですが、例えば全戸へのポスティングや自治会の掲示板といったものが考えられます。その他にも自治会のネットワークによって周知する方法があるかと思っておりますので、地域の皆様に広くお知らせできるよう、検討をお願いします。</p> <p>最後に、チラシの内容ですが、事務局で作成したイメージを別紙 2 として添付しました。住居表示の概要説明と、よくある質問について</p>

	<p>記載しております。A4版での配付を想定して作成しましたが、拡大印刷して掲示板に掲出するという使い方もできます。</p> <p>事務局からは以上ですので、検討をお願いします。</p>
【会長】	<p>チラシを別紙2の地図のABCまで配付すべきかという点と、掲示板に貼る等の方法について検討するということですね。</p>
【委員】	<p>Cについて質問です。今は寺山町ですが、将来的に中山町になることについて住民に意見を問うことを想定してチラシを配付するということですか。</p>
【事務局】	<p>おっしゃるように、寺山町の一部を中山町に変更する可能性があります。</p> <p>横浜市住居表示整備要綱により、町の境界は、公道、河川、水路、鉄道又は軌道の線路等の恒久的な施設又は著名な地物をもってあてることとしています。</p> <p>しかし、中山町との町境が道路に沿っていない場所が見受けられます。これは恐らく、自然の地形の関係が現在の町境に影響していると思われます。また、住所が寺山町でも中山町側にしか出入口がないお宅も見受けられます。これらの場所は、中山町側に含めて住居表示を実施した方が将来的に住所がわかりやすくなる可能性があります。</p> <p>しかし、該当地域の皆様は、住居表示の検討が進んだ段階で御説明しても、寝耳に水だということになりますので、まず現段階でお知らせしておきたいということです。</p>
【委員】	<p>Cにお住まいの方の意向は確認するのですか。</p>
【事務局】	<p>最終的には、別内容のチラシの配付や、町内会経由での意向確認等は必要になると考えています。ただし、Cにお住まいの方の大多数が反対ということであれば、これまで通り寺山町のままという選択肢もあります。</p>
【委員】	<p>今お住まいの方は今のままで構わないのかもしれませんが、その後を引き継いだ人たちにとっては、今のままで本当に良いのか、不安に思うところがあります。ですから、今の人がどうするのか決めるわけですが、40年、50年後のことも踏まえて判断しなければならないと思います。</p>
【会長】	<p>そういったことの検討が、まさに検討委員会の趣旨だと思います。</p> <p>中山町に組み入れた方が良さそうな場所や、樹木が境界になってい</p>

	<p>る等で線引きが複雑になっている場所もありますから、検討委員会に話を持ち寄り、未来に向かって、より良い町づくりをしていきたいと考えています。</p> <p>【事務局】 反対の方が多くいらっしゃる中で住居表示を実施しようとしても、先ほど御説明した「変更請求」という制度がありますので、うまくいきません。実際にCの区域を住居表示実施区域に含めるかどうかは今後の検討事項ですが、将来のことを考えて町づくりをしていくという観点を御理解いただくために、まずは中山町の動きについて関心を持っていただきたいと思いますと考えています。</p> <p>もし今回のチラシを配付したとしても、検討の結果、Cでは住居表示を実施しないという結論に至ることも、もちろん考えられます。</p> <p>ですから、逆に、必ずしもこのABCに限らず、もう少し配付範囲を広げるといった考え方もあります。</p> <p>【委員】 寺山町を中山町にするという話が出ていますが、逆に、中山町を寺山町にすることは考えないのですか。中山町で住居表示を実施するからといって寺山町を狭めるのは不公平ではないのですか。</p> <p>町境を変えるというのは、簡単に決められるようなことではありません。それなのに、当初から、寺山町が中山町になるという話が出てくると、非常に抵抗感があります。</p> <p>基本的には現状の町境を維持し、どうしても変更が必要だという場合に検討する、という順番で検討を進めるべきです。</p> <p>【事務局】 説明が足りておらず申し訳ありません。中山町については全域で住居表示を実施することが前提だと考えていたため、先ほどのような説明になりましたが、御意見の通り、検討委員会での検討の結果、中山町側の住居表示実施区域を狭めて、住居表示をしなかった中山町を寺山町に含めるということも手続上は可能です。</p> <p>住居表示実施区域については次回以降の検討事項ですので、本日は、お知らせチラシの配付範囲について御検討いただければと思います。</p> <p>【委員】 今回のチラシのタイトルは「中山町で住居表示を検討しています」となっています。これでは、寺山町にお住まいの方に関心を持っていただけない可能性が高いのではないのですか。中山町の近隣も含めて配付するのは良いと思いますが、中山町だけが変わるのか、近隣も変わるのか、はっきり記載しなければ、結局理解されないのではないのですか。</p> <p>【会長】 検討委員には各自治会長がいらっしゃいますから、自治会を通じて</p>
--	--

	<p>中山町の動きについて周知していただき、自分が住んでいる場所がどうなるのか疑問を持たれた場合は自治会長さんに話をさせていただき、そしてその御意見について検討委員会で検討する、という流れになると思います。</p>
【事務局】	<p>事務局案のチラシ(別紙2)の左側「どこの住所が変わるの?」という部分ですが、「中山町に隣接する町の一部を含めて実施する可能性がある」という表現をしています。可能性があるということをあらかじめ皆様にお伝えした方が良いのではないかと、いう意味でこのような表現をしましたが、この表現の見直しや、配付範囲など、本日検討していただいた内容を実際のチラシに反映していきたいと考えています。</p>
【委員】	<p>以前、上山町で住居表示を実施した時に、町の境界を道路沿いにわかりやすくするため、中山町の一部が上山町に変わった事例がありますね。</p>
【委員】	<p>このチラシと地図(別紙1)を両方見ると、ABCの地域の方は不安に思う可能性が高いと思います。</p>
【事務局】	<p>地図についてはポスティングしませんが、近所で話題になる中で、配付範囲はある程度予想できると思います。また、今回の資料は横浜市のウェブサイトに掲載しますので、掲載された資料を御覧になれば、配付範囲が分かるような状態になります。</p>
【委員】	<p>「中山町に隣接する町の一部を含めて実施する可能性があります」という部分を「住民の方の意見で変更する可能性があります」とすれば、お仕着せのように見えないのではないのでしょうか。</p>
【事務局】	<p>御意見の通り、チラシの中に「今後、皆様の御意見を伺いながら丁寧に決定していきます」といった文言を掲載することも可能です。他にも、現時点で御意見があれば、次回の検討委員会ではそれらを踏まえたチラシの新たな案をお示しします。</p>
【委員】	<p>寺山町についてはチラシを配付せず、全域の掲示板にチラシを拡大したポスターを貼れば十分周知できるのではないですか。ポスターを御覧になって、疑問点があれば問い合わせただければよろしいかと思えます。</p>
【委員】	<p>ABCの範囲には掲示板があまりありませんが、ポスターだけで問</p>

	題ないのですか。
【委員】	将来的に寺山町でも住居表示を実施するかもしれませんから、寺山町全域の掲示板にまずポスターを貼る点については良いのではないですか。
【会長】	それでは、チラシの配付については、文言を見直した上で、次回の検討委員会で改めて検討することにしましょう。
	(議題外) 次回以降の検討委員会・現地調査について
【会長】	第2回検討委員会は10月11日(火)15時から、第3回検討委員会は11月8日(火)15時から開催します。 もし出席が難しい場合は、代理出席の調整をした上で、会長へ御連絡ください。
【事務局】	可能であれば、町の境界を決めるための現地調査の日程調整も本日でできればと思いますが、中山町は広いので、検討委員会とは別の日に歩いて調査し、その後1時間程度意見交換をするという流れになるかと思います。
【委員】	中山町全域を調査するのですか。例えば、境界について疑義がないところは省略するのですか。
【事務局】	町の境界についてある程度検討が進みましたら、現地調査すべきところが見えてくると思います。そうしましたら、調査箇所について事務局から提案いたします。 逆に、先に現地を調査してから区割りの検討を進めるという方法もあるかと思います。 なお、中山町の外周だけでなく、内部の線引きについても調査することになります。
【委員】	現地調査は、検討が進んだ後の方が良いのではないですか。
【事務局】	それでは、次回の検討委員会までに、町境の事務局案を準備いたします。それを基にある程度検討した後に、現地調査の時期について決めていくということによろしいですか。
【一同】	(賛成の意)
【委員】	今回の議事録はいつ頃発行されますか。

<p>【事務局】</p> <p>【事務局】</p> <p>【会長】</p>	<p>議事録の内容は会長に一任いただきたいと思いますと考えております。テープ起こし・議事録作成・会長への確認を含めて、1か月以内に横浜市ウェブサイトに掲載できるかと思えます。</p> <p>第2回検討委員会の開催通知は後日お送りします。なお、次回以降は、資料の事前送付の予定はありませんので御承知おきください。</p> <p>第2回では、本日検討したチラシ内容の精査と配付範囲の決定、そして新町界について、事務局案を御確認いただきながら検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、第1回検討委員会を終了します。今後ともよろしくお願ひいたします。</p>
<p>資 料</p>	<p>資料1 住居表示実施までのスケジュールについて</p> <p>資料2 地域住民への住居表示に係る周知について</p> <p>(別紙1) チラシ配付範囲の検討について</p> <p>(別紙2) 配付チラシ案「中山町で住所変更を検討しています」</p>